

公益財団法人山口県スポーツ協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会(以下「協会」という。)の定款第5条第5項の規定に基づき、加盟団体に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第5条第1項に規定する団体をいう。

(加盟団体の権限)

第3条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員改選時において、評議員会に対し、定款第12条に規定する定数の範囲内で、各団体1名の評議員候補者を選出すること。
- (2) 理事改選時において、評議員会に対し、別に定める基準の範囲内で、理事候補者を推薦すること。
- (3) 協会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (4) 加盟団体の組織運営等に関して協会の指導又は助言を求めること。
- (5) 協会加盟団体であることを称すること。
- (6) 協会が提供した情報等を取得すること。

(遵守すべき事項)

第4条 加盟団体は、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する協会諸規程等を遵守し、かつ、必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 役職員等の関係者に協会の倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、協会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(報告及び届出義務)

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後、次の書類を協会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書、収支予算書及び役員名簿
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

第6条 加盟団体は、団体の名称、代表者、事務所所在地、規約又は会則、役員名簿、その他協会に提出した書類に変更があったときは、直ちにその内容を協会に届け出

なければならない。

(分担金の納入)

第7条 定款第5条第2項に規定する分担金は、当該年度の5月末日までに納めなければならない。

2 前項の分担金は、理事会において別に定める。

(分担金の使途)

第8条 前条の分担金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(加盟)

第9条 新たに協会に加盟しようとする団体は、次の書類を会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(1) 加入申込書(団体の名称、代表者名、事務所所在地、加盟を希望する理由、事務担当者の氏名及び連絡先を明記すること。)

(2) 規約又は会則

(3) 役員名簿

(4) 前年度の事業概要書並びに当該年度の事業計画書及び収支予算書

(5) その他参考となる資料

2 新たに加盟した団体は、第7条第1項の規定に関わらず、速やかに所定の額の分担金を協会に納めなければならない。

(退会)

第10条 加盟団体が協会を退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(処分)

第11条 加盟団体が定款第5条第1項に掲げる要件を欠いたとき、第4条から第7条に定める義務を怠る等、組織運営等に適正を欠いたとき、又は協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

(1) 注意

(2) 勧告

(3) 資格停止

(4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の承認を経て別に定める。

(不服申立)

第12条 協会の決定した処分等に不服があるときは、協会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(納付金等の精算)

第13条 加盟団体が既に納付した分担金、拠出金等は、理由の如何を問わず返還しない。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年4月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成15年7月16日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 4 この規程は、令和3年3月19日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年4月1日から施行する。